

国民健康保険

後期高齢者医療制度

被保険者証が切り替わります

申問 住民課国保年金班
☎(84)1214

8月1日から新しい保険証をご使用ください

8月1日からご使用いただく新しい被保険者証が、7月末日までに簡易書留で郵送されます。被保険者証が届きましたら、記載内容に誤りがないか確認してください。なお、有効期限が過ぎた被保険者証は、住民課国保年金班へ返却していただくか、使用できないよう裁断し処分してください。

- ◆ 国民健康保険 一般被保険者証……藤色
- ◆ 国民健康保険退職被保険者証……若竹色
- ◆ 後期高齢者医療被保険者証……薄い青色

国民健康保険被保険者証の例

千葉県 有効期限 令和 2年 7月31日
国民健康保険 記号 横芝光 番号 ●●●●●●
被保険者証 氏名 ●●●●●● 性別 ●●
生年月日 平成●●年●●月●●日
適用開始年月日 平成●●年●●月●●日
交付年月日 令和 元年 8月1日
住所 千葉県山武郡横芝光町●●●●●●番地
世帯主氏名 ●●●●●●
保険者番号 ●●●●●● 交付者名 千葉県山武郡横芝光町 印

▶ 藤色または若竹色

70歳以上75歳未満の方の被保険者証(兼高齢受給者証)の例

千葉県 有効期限 令和 2年 7月31日
国民健康保険 記号 横芝光 番号 ●●●●●●
被保険者証 氏名 ●●●●●● 性別 ●●
兼高齢受給者証 生年月日 昭和●●年●●月●●日
一部負担金割合 適用開始年月日 平成●●年●●月●●日
●割 発効期日 令和 元年 8月1日
交付年月日 令和 元年 8月1日
住所 千葉県山武郡横芝光町●●●●●●番地
世帯主氏名 ●●●●●●
保険者番号 ●●●●●● 交付者名 千葉県山武郡横芝光町 印

▶ 藤色

一部負担金割合が記載されます

国民健康保険

社会保険など他の健康保険に加入したとき

社会保険など他の健康保険に加入したときは、国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。

他の健康保険に加入し、新しい被保険者証が交付されるまでの間に国民健康保険被保険者証を使用すると、町が負担した医療費を返還していただく場合がありますので、必ず資格喪失の手続きを行ってください。

70歳以上75歳未満の方の被保険者証

被保険者証が高齢受給者証を兼ねています

被保険者証に「兼高齢受給者証一部負担金割合」が記載されますので、ご確認ください。

○これから70歳になる方の被保険者証
高齢受給者証を兼ねる被保険者証は、誕生日の月の翌月から(1日生まれの方は誕生日の月から)ご使用いただくものです。

7月中に郵送される被保険者証の有効期限は、70歳になる月の末日(1日生まれの方はその前月の末日)までです。

70歳になる月(1日生まれの方はその前月)に、高齢受給者証を兼ねる被保険者証が郵送されます。

○これから75歳になる方の被保険者証
75歳になる方の高齢受給者証を兼ねる被保険者証の有効期限は、誕生日の前日までです。

者医療の被保険者となります。75歳になる月の前月に、後期高齢者医療の被保険者証が郵送されます。

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続き

「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯、低所得者I・IIの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日まで)です。

自動更新ではありませんので、8月1日以降も引き続き認定証が必要な方は、8月1日以降に申請手続きをお願いします。

- ▼ 手続きに必要なもの
- 国民健康保険被保険者証
- 現在使用している認定証
- 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
- 印かん
- ※ 国民健康保険税に未納がある場合、交付できない場合があります。

※ 70歳以上75歳未満で、所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」「一般」の方は、高齢受給者証を兼ねる被保険者証で所得区分が確認